

## 令和6年度第2回甲種防火管理新規講習受講案内

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部では、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火管理新規講習を下記のとおり開催します。

### 1 講習日時

令和6年10月29日（火）・30日（水）の2日間

#### ① 講習科目の免除がない者

9時30分～17時00分（29日）

9時00分～17時00分（30日）

#### ② 講習科目の一部が免除される者 ※印参照

13時00分～17時00分（29日）

9時00分～17時00分（30日）

※講習科目の一部が免除される者は、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

（ア）消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

（イ）自衛消防業務講習の課程を修了し、修了証の交付を受けている者（防災センター要員講習修了者で、自衛消防業務に関する追加講習を受講し、修了証の交付を受けている者を含む。）

### 2 講習会場

茨城県常総市水海道高野町591番地

茨城職業能力開発促進センター（ポリテクセンター茨城）

### 3 講習科目及び時間

講習科目	講習時間
防火管理の意義及び制度	2時間
火気管理	2時間
施設・設備の維持管理	2時間
防火管理に係る訓練及び教育	2時間
防火管理に係る消防計画	2時間

※ 講習科目の一部が免除される者については、「防火管理の意義及び制度」2時間が免除になります。

### 4 受講申請書配布場所

受講申請書は、消防本部・水海道消防署・北出張所・絹西出張所・守谷消防署・南守谷出張所・つくばみらい消防署・谷和原出張所・東部出張所において配布します。又、常総地方広域市町村圏事務組合ホームページよりダウンロード可能です。

### 5 受付期間

令和6年9月30日（月）～10月3日（木）の午前9時00分から17時00分までになります。受付方法は先着順でなく定員を超えた場合は抽選となりますので、受付時間前の来庁はご遠慮いただきますようお願いいたします。

## 6 受付方法

受講申請書に必要事項を記入して直接消防本部予防課窓口に応じ込みをお願いします。代理人の方の申し込みは可能ですが、郵送、メール、FAXでの申し込みは受付できませんのでご了承願います。また、受講申込者が定員（60名）を超えた場合は、抽選とさせていただきます。その際は受付期間終了後、抽選により受講が決定した受付番号を当組合ホームページに掲載するとともに、電話連絡いたします。

申込場所は、茨城県常総市水海道山田町808番地、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部予防課（水海道消防署庁舎2階）になります。

## 7 講習日当日の受付

### ① 講習科目の免除がない者

（29日） 8時50分～9時20分 （30日） 8時45分～9時00分

### ② 講習科目の一部が免除される者

（29日） 12時45分～13時00分 （30日） 8時45分～9時00分

### ③ 受講費用 無料

### ④ テキスト代 1人 5,300円（税込）

※ テキストは図書販売員（外部業者）から購入していただきます。

※ 釣銭のご用意ができませんので釣銭の無いようお願い致します。

### ⑤ 受講者は時間を厳守してください。

### ⑥ 自宅等での検温、せきエチケット、手指消毒等に御協力願います。また、施設内でのマスク着用は個人の判断を基本とし、発熱等体調不良時の受講はご遠慮願います。

## 8 その他

### (1) 講習会については、2日間の全科目を受講しなければ、資格を付与することはできませんので、欠席・遅刻・早退等は一切認められません。

(2) テキストは、講習第1日目の受付時に購入していただきます。

(3) 講習会当日は、筆記用具を必ず持参して下さい。

(4) 昼食は、各自で用意して下さい。

(5) 受講についてのお問い合わせは、消防本部予防課0297-23-0904（予防課直通）へお願いします。講習会場への問い合わせはご遠慮願います。

